

平成 27 年 11 月 10 日

千葉市 健康保険課

部会委員からの質問事項
(広域連合の標準システムの取扱いについて)

1 委託業務を行う場所及びその内容について

個人情報を取り扱う業務を行う場所がデータセンター内、及び広域連合内のみであること、及び委託先・再委託先の会社内で行う業務の内容がプログラム構築など、個人情報を取り扱わない業務に限定されていることの証拠について提示すること。

<回答>

⇒ 個人情報を取り扱う業務を行う場所については、別添の「広域連合電算処理システム運用業務委託仕様書」により、広域連合事務所内とデータセンター内に限定していることを確認した。

また、個人情報の持ち出しを制限する内容は、広域連合と委託者の間では別添「個人情報取扱特記事項」で、委託者と再委託者の間では別添の「お客様情報及び秘密情報管理に関する確認書」「お客様情報及び秘密情報の保護に関する特約」により限定していることを確認した。

2 外部ネットワークとの分離について

標準システムが外部ネットワークと物理的に分離しているとのことであるが、同じ LAN のネットワークにインターネットを扱う端末と標準システムを扱う端末がつながっているという状況ではないか確認すること。

<回答>

⇒ インターネットを扱う端末と標準システムを扱う端末は、別の LAN で運用していることを確認した。

3 再々委託や再々々委託の相手方との契約関係について

再々委託先や再々々委託先に対する承諾書に形式的な不備があった件等を踏まえ、再々委託や再々々委託の相手方との契約において、それらの者が、市が委託先に対して要求していることと同じような義務が課されているかを確認すること。

<回答>

⇒ 再委託先と再々委託先の契約、再々委託先と再々々委託先との契約については、広域連合は目視による契約内容の確認を行っていたが、契約書の入手までは行っていなかったことを確認した。

委託先と再委託先の契約については、「お客様情報及び秘密情報管理に関する確認書」「別紙 お客様情報及び秘密情報の保護に関する特約」の写しを委託先から提出させ確認を取る措置を講じており、今後はこれに準じ、より適切な確認が行えるよう広域連合に要望していく。

4 再委託先等に対する監査について

監査の内容が、システム面だけでなく、契約書等（承諾書や特記事項、承認申請書、履行体制図など）のチェックまで含めて行っているのかを確認すること。

<回答>

⇒ 監査の対象に再委託先、再々委託先、再々々委託先は含まれていなかったことを確認した。

本市としては、部会における議論を踏まえ、再委託先以降の契約書等の確認を確実に行うよう広域連合に要望していく。

5 広域連合からの資料提供について

千葉市個人情報保護条例により、附属機関の委員には一定の守秘義務が課されているにも関わらず、広域連合から提供された資料は黒塗りされていること、また、そのような資料は一般に情報公開請求すれば、当然に開示される（又、開示請求しなくとも一般に情報提供されうる）ものと考えられるにも関わらず、契約書を回収することについて、合理的、法律的な根拠は何か確認すること。

<回答>

⇒ 資料提供を行うことについては、自ら（広域連合）を組織する地方公共団体に対してであっても、自らの情報公開条例に基づく開示請求により提供するのが原則であること、今回の資料提供については、情報公開の手続きでは期間的に間に合わないことがあるため、条件付きでの資料提供としたことを確認した（なお、黒塗りされている部分は、広域連合の情報公開条例による不開示情報（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）に該当するとのこと。）。

本市としては、部会における議論を踏まえ、情報公開の趣旨・目的に沿って対応するよう、広域連合に要望していく。